

令和6年度 山陽小野田市保育料

副食費の支払いについて

※1号認定(幼稚園等)、2号認定(保育園等の3歳以上)の保育料は無料です

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定 義	3号認定(保育園等) 3歳未満(保育料)	
		標準時間	短時間
		上段:第1子	
		下段:第2子以降	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0	0
Bb	A階層およびBa階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	6,500 0	6,400 0
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	14,000 0	13,800 0
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	7,400 0	7,200 0
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400 0	19,200 0
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	8,300 0	8,100 0
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000 0	22,600 0
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	9,000 0	8,800 0
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500 0	25,100 0
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000 0	29,600 0
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000 0	31,500 0
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000 0	38,400 0
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500 0	43,900 0
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500 0	45,800 0
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600 0	53,700 0
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200 0	55,300 0
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000 0	60,000 0
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000 0	78,700 0

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分 定 義	1号認定 (幼稚園等)		2号認定 (保育園等)	
		満3歳以上 (副食費)	第1子の 年齢要件	3歳以上 (副食費)	第1子の 年齢要件
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	免除		免除	
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	
Bb	A階層およびBa階層を除き 市町村民税非課税世帯	免除		免除	
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	免除		免除	年齢制限 なし
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除	年齢制限 なし	免除	
D1b	所得割課税額 48,600円未満	免除		免除	
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	
D2b	所得割課税額 60,000円未満	57,700円未満 免除 57,700円以上 60,000円未満		免除 全額負担 全額負担 免除	同時入所 (5歳以下)
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	年齢制限 なし
D3b	所得割課税額 77,101円未満	免除		全額負担 全額負担 免除	
D4	所得割課税額 97,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D5	所得割課税額 116,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D6	所得割課税額 139,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D7	所得割課税額 169,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D8	所得割課税額 211,200円未満	全額負担 全額負担 免除	小学3年 まで	全額負担 全額負担 免除	同時入所 (5歳以下)
D9	所得割課税額 229,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D10	所得割課税額 301,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D11	所得割課税額 397,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D12	所得割課税額 397,000円以上	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	

- ※ 年齢は4月1日現在のものです。
- ※ 2・3号認定における「標準時間」とは最長11時間の施設・事業の利用時間、「短時間」とは最長8時間の施設・事業の利用時間をいいます。
- ※ 利用する施設・事業の公私立は問いません。
- ※ 4月から8月分までの保育料は利用前年度の市民税額、9月から3月分の保育料は利用年度の市民税額で算定します。
- ※ 保育料の算定等で市民税所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄付金税額控除・外国税額控除・配当割額・株式等譲渡所得割額控除などは適用されません。
- ※ この保育料のほかに、各施設・事業によっては、教材費などの実費徴収費や上乗せ徴収費がかかることがあります。
- ※ 1号認定、2号認定の給食費(主食+副食)は、各施設の定めた額を、施設にお支払いください。持参の場合もあります。(3号認定は保育料に給食費が含まれています。)

<3号(3歳未満)の保育料について>

・同一生計内における第2子以降の0~2歳児の保育料は無料となります。

<副食費の支払いについて>

・給食費のうち、副食費(おかず、おやつ代など)については、所得割課税額と出生順位により徴収免除があります。

<税額更正があった場合について>

・税額の更正等があった場合、申出があった翌月から利用料変更となります。税額が変更になった場合はお申し出ください。(避及はありませんのでご注意ください。)